（立地誘導促進施設協定に関する準用）

第五十五条の四　第八条の二及び第八条の四の規定は、法第百九条の四第一項に規定する立地誘導促進施設協定について準用する。

（権利設定等に係る法律関係に関する事項）

第五十五条の四の二　法第百九条の七第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける土地又は建物に係る賃借権の条件その他土地又は建物の権利設定等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）とする。

（居住誘導区域等権利設定等促進計画についての要請）

第五十五条の四の三　法第百九条の八の規定による要請をしようとする者は、居住誘導区域等権利設定等促進計画要請書に、次に掲げる図書を添付して、これを当該居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成すべき者に提出しなければならない。

一　要請に係る土地又は建物の位置及び区域を表示した図面

二　法第百九条の八の協定の写し

三　法第百九条の七第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たことを証する書面

（居住誘導区域等権利設定等促進計画の決定の公告）

第五十五条の四の四　法第百九条の九の規定による公告は、居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成した旨及び当該居住誘導区域等権利設定等促進計画を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

（権利設定等に係る法律関係に関する事項）

第五十五条の五　法第百九条の十五第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける土地又は建物に係る賃借権の条件その他土地又は建物の権利設定等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）とする。

（低未利用土地権利設定等促進計画についての要請）

第五十五条の六　法第百九条の十六の規定による要請をしようとする者は、低未利用土地権利設定等促進計画要請書に、次に掲げる図書を添付して、これを当該低未利用土地権利設定等促進計画を作成すべき者に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第百九条の十六の協定の写し

三　法第百九条の十五第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たことを証する書面

（低未利用土地権利設定等促進計画の決定の公告）

第五十五条の七　法第百九条の十七の規定による公告は、低未利用土地権利設定等促進計画を作成した旨及び当該低未利用土地権利設定等促進計画を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

（立地誘導促進施設協定に関する準用）

第五十五条の四　第八条の二及び第八条の四の規定は、法第百九条の二第一項に規定する立地誘導促進施設協定について準用する。

（新設）

（新設）

（権利設定等に係る法律関係に関する事項）

第五十五条の五　法第百九条の六第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける土地又は建物に係る賃借権の条件その他土地又は建物の権利設定等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）とする。

（低未利用土地権利設定等促進計画についての要請）

第五十五条の六　法第百九条の七の規定による要請をしようとする者は、低未利用土地権利設定等促進計画要請書に、次に掲げる図書を添付して、これを当該低未利用土地権利設定等促進計画を作成すべき者に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第百九条の七の協定の写し

三　法第百九条の六第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たことを証する書面

（低未利用土地権利設定等促進計画の決定の公告）

第五十五条の七　法第百九条の八の規定による公告は、低未利用土地権利設定等促進計画を作成した旨及び当該低未利用土地権利設定等促進計画を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。